

石川県立工業高等学校いじめ防止基本方針

令和4年5月改定

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、人権を守る土壌を育み、いじめを抑止し、いじめを許さない学校づくりを推進する。また、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義 平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの理解に必要な留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている者」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察・確認することが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・一定の関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・クラスや部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやな事を無理矢理やらされたりすることを意味する。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がその事を知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等について

ては「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまうような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意は、なかったことを十分に加味したうえで対応する必要がある。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

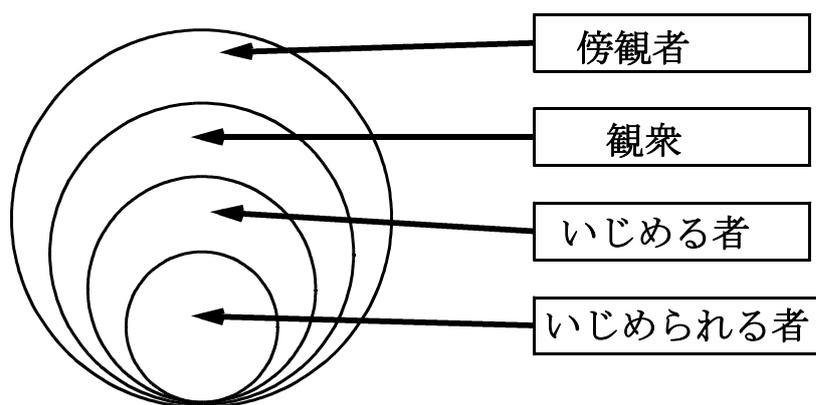
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめを維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめの発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上にもなりうる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているものではなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・ ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 同級生の腹を殴ったり、蹴ったりする → 「暴行」(刑法第208条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害」(刑法第204条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫」(刑法第222条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる
→ 「強要」(刑法第223条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる → 「恐喝」(刑法第249条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗」(刑法第235条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗」(刑法第236条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物破損」(刑法第261条)
- ・ 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉毀損」(刑法第230条)、「侮辱罪」(刑法第231条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ」(刑法第176条)
- ・ 生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童売春・児童ポルノ禁止法第7条)

3 学校の実情について

本校は、1学年7学科8クラス、計24クラスで構成される歴史と伝統のある工業高校である。地域のものづくり産業を継承する専門的職業人の育成を使命として時代のニーズに即応した工業教育の推進に努めるとともに、部活動、学校行事の活性化により、心豊かな人間力の醸成にも取り組んでいる。学科独自の行事も多数あり、学科・学年・部活動(縦・横・斜め)の緊密な連携を工夫し、共通理解のもと生徒の自主的・主体的な態度の育成に着目した指導も行っている。

4 いじめ未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取組必要がある。

未然防止の基本になるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくり、学校づくりを行って行くことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) いじめ未然防止のための取組

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的・効果的に対応する。
- ・すべての生徒が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善に取り組む体制を構築する。
- ・授業改善に向けて教員全員による公開授業を計画的に実施し、教員相互の授業参観できる体制づくりを進める。
- ・すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを推進する。
- ・「いじめは許されない」ことや「何がいじめなのか」ということについて明確に示しながら、計画的に指導を行う。
- ・学校行事に自主的・主体的に参加する校風を醸成し、集団活動を通して、県工生の誇りと自覚によるセルフコントロールを支援する。
- ・生徒との肯定的・共感的人間関係の構築と、絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を育む。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒と関わる時間の確保を図る。
- ・非行防止教室、全校集会等を通して規範意識の醸成を図り、社会のルール of 意義・重要性について考える機会を確保する。
- ・部活動を通して人間力・健全な心を育成するとともに自己肯定感の伸長を図る。

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高める必要がある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- ・ 個人面談による担任の聞き取り
- ・ 保護者懇談による保護者との情報交換 年2回（7月、12月）
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談ができる、開かれた相談室の活用
- ・ 生徒指導委員会での情報の共有（毎月）
- ・ 昼休みの校内巡視による、生徒把握・未然防止
- ・ 授業や実習において生徒の様子を注意深く観察することによる、その変化や情報の把握と共有
- ・ 部活動における生徒の動静把握と情報の共有

6 いじめに関する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、必ず速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめを発見した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒の指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) いじめに対する組織的対応

① いじめ問題対策チームの設置

- ・ いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ問題対策チーム（県工S I P）」（S：ストップ I：いじめ P：プロジェクト）を設置する。
- ・ 開催は、学期に1回程度するが、いじめが疑われる内容の相談、通報があった場合は、緊急に開催し対応を検討する。
- ・ 「いじめ問題対策チーム（県工S I P）」の構成は、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、学年主任、養護教諭、当該生徒関係教諭とする。

② 機能・役割

i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・ いじめの早期発見の観点からS Tでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、動静の把握、情報の共有
・ 報告を行う。
- ・ いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の結果分析について継続的に改善を進め、見落とし・見誤りのない適切な周知を図る。
- ・ 学校におけるいじめの相談窓口を担当、生徒指導、相談室で受け付けることとし、生徒・保護者等に周知し、利用を促す。

- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
 - ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題の理解を深める。
 - ・必要に応じて、いじめ対応アドバイザーの助言・指導を参考にしながら、個別の案件に対応する。
 - ・いじめの構造やいじめのチェックポイントなどについて、教職員の理解を促進する。
- iii) 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知
 - ・「学校いじめ基本方針」の作成・見直しを行い、懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し、理解と協力を得る。
 - ・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
 - ・家庭や地域からの情報提供についての相談窓口を設置し、これを周知する。
 - ・PTA や関係機関等の担当を定め、日常定期的な情報交換により、相談しやすい関係を構築する。
- v) SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）、関係機関と連携したいじめ問題への対応
 - ・加害者を抱えている問題、場合によってはその保護者が抱えている問題に対して、SC や SSW を活用し、第三者的なアプローチを行う。
 - ・学校と警察の相互連絡制度（「いしかわ S & P サポート制度」）の適切な活用や市町の少年補導センター、県警少年サポートセンターなどと連携を図る。
 - ・医療機関、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- vi) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
 - ・個別案件対応班の設置
 - ・情報の収集と整理
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
 - ・教育委員会、関係機関への協力要請
 - ・個別案件対応班への指示・助言

③ 個別案件対応班について

i) 目的

いじめ問題に対し、クラス担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

ii) 構成

- ・当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。

- ・いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- ・いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

iii) 機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・役割分担に沿った対応を進める。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

(2) 生徒や保護者への対応について

① いじめられている生徒への対応

- ・いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になる。
- ・一人で悩まずに友人や保護者、教職員等誰かに相談するように指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席やその他の措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

② いじめられている生徒の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止め、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても生徒の様子に十分注意してもらい、生徒のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

③ いじめている生徒への対応

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態を

できるだけ正確に把握する。

- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出てこないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
 - ・いじめていた生徒が、どんなことがいじめであるのかわかっていない場合もあるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させる。
 - ・いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊にする指導を根気強く、継続して行う。
 - ・いじめた生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
 - ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
 - ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあるので、その時の指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- ④ いじめている生徒の保護者の対応
- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、辛く悲しい気持ちに気づかせる。
 - ・教師が仲介役になり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
 - ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうように要請する。
 - ・生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認と実態把握を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに荷担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

8 いじめの「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていること。

(1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

(相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)

9 インターネット上のいじめについて

近年、スマートフォンの普及により、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。このような環境の中で教職員及び保護者は、仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらにネット依存や情報モラルの指導も必要である。

インターネット上のいじめについては、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・「ネットチェッカーズいしかわ」と情報交換・連絡を密に取る。また、学校においてもネットパトロールを行い、早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、相談しやすい環境を作る。
- ・早期（入学後）に情報モラル教育を行う。
- ・専門家による講演会・研修会や情報関係の授業の中で情報モラル教育を推進する
- ・保護者に対して携帯電話等の「フィルタリングサービス」を推奨する。

(2) 「ネットいじめ」の対応について

- ・ネット上の不適切な書き込みがあった場合、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ問題対策チームにおいて対応を協議する。関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等に必要措置を講ずる。
- ・書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の保護と拡散防止を最優先するとともに当該生徒・保護者の精神的なケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への指導は、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して迅速・確実に対応する。

10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

「いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や疑いがあると認めるとき」や「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認めるとき」は、国のいじめ防止基本方針及び重大事態ガイドラインにより適切な対応を行う。また、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し、事態の解決にあたる。

(2) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・ 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報収集と記録、共有
- ・ いじめの事案の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- ・ 学校は、教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ＊ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

(1) 学校を調査主体とした場合

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

- ① 学校長の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参画を図る事により当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重

大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
 - ・これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(適時・適切な方法で、経過報告をする。)
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。但し、いたずらに個人情報の保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
 - ・得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

- ④ 調査結果を学校の設置者（県教育委員会）に報告
(設置者から地方公共団体の長等に報告)
 - ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(2) 学校の設置者（県教育委員会）が調査を行う場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

年間計画

4月	入学式、1年オリエンテーション、全校集会（相談窓口の周知） 遠足（いじめの未然防止：友人関係、集団づくり） 第1回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
5月	第1回サポートミーティング（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第2回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 個人面談（いじめの早期発見：情報の把握）
6月	第3回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
7月	第1回いじめアンケート（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第1回いじめ問題対策チーム会議（第1回いじめアンケートの結果分析、対策検討） 第2回サポートミーティング（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 校内競技大会（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団づくり） 個人面談（いじめの早期発見：情報の把握） 保護者懇談（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 非行防止教室（いじめ未然防止：規範意識の醸成）
8月	インターンシップ（いじめ未然防止：自己有用感の育成）
9月	第4回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 大運動会（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団づくり、ストレスのコントロール）
10月	個人面談（いじめの早期発見：情報の把握） 第5回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第3回サポートミーティング（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 県工祭（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団づくり）
11月	第6回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 修学旅行（いじめの未然防止：自己有用感の育成、集団づくり、ストレスのコントロール）
12月	第7回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第2回いじめアンケート（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第2回いじめ問題対策チーム会議（第2回いじめアンケートの結果分析、対策検討） 個人面談（いじめの早期発見：情報の把握） 保護者懇談（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第4回サポートミーティング（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
1月	第8回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 個人面談（いじめの早期発見：情報の把握）
2月	第9回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 予餞会（いじめの未然防止：他者への感謝・尊重、自己有用感の育成、集団づくり、ストレスのコントロール） 第5回サポートミーティング（いじめの早期発見：情報の把握・共有）
3月	第10回生徒指導委員会（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 第3回いじめ問題対策チーム会議（今年度の取組の総括と次年度に向けた課題の洗い出し）